

‘構造的支配—権力’パラダイムの一詮議

川 端 久 夫

キーワード

批判的实在論
市場的社会構造
所有行為
意思決定
収益的権力
企業支配論
批判的経営学

目 次

はじめに

- I. SCP パラダイムの我流解釈
 - II. SCP パラダイムの逐一詮議
 - III. 企業支配論と批判経営学一般
- おわりに

はじめに

坂本雅則『企業支配論の統一的パラダイム——‘構造的支配’概念の提唱』は、「既存企業支配論の中心論点である‘選出する権力’と‘占有する権力’を批判的に摂取しつつ、既存理論が捕捉できなかった限界点を乗り越えた」力作であり、豊富な事例研究に立つばかりでなく、1970年以降イギリスを中心に展開している‘批判的实在論’という方法論的立場にまで掘り下げられた「斬新な理論的問題提起の書」として推賞されている（片岡2007）。この点に関連して篠原三郎は「‘批判的实在論’という社会哲学を、なにより、経営学の世界に適用したこと、それ自体が評価されねばならないことでしょう。その結果、経営学の位置づけがより

はっきりされてきたのではないのでしょうか。『資本論』のサブタイトルの顰にならっていえば、本書は、すぐれた‘経営学批判’ともなっているのではないか」（篠原2007：72）と評している。

こうした評価に筆者も基本的に賛成する。事例研究は必要十分なだけ詳細で歯切れ良く、方法論的基础づけの作業は博搜をきわめ、パラダイムの構想は骨太、行論は迫力に充ちている。久しぶりの大型新人の登場を喜び今後に期待する次第であるが、それと共に多少の感慨と若干の違和感を覚えてもいる。

社会事象を貫く实在を、社会と人間主体どちらにも還元できない‘共生’の関係と捉える批判的实在論の主張は、社会構造が人間を一方的に規定するという唯物史観（の教条的理解）の端的な超克、そして主意主義的な意思決定論の過不足なき活用の途を開く、という点で魅力的である——が、著者が挙げている参考文献の庞大さを見ると、老残の筆者が今から学習・消化することは至難に思えて寂しくなる。また、批判的实在論の適用としての SCP パラダイムの著者による説明は、一面では「読者の誤読・誤解を絶対に許さぬとばかりに……緻密に、用心深く配慮してある」（篠原全70）ものの、他面では既存パラダイムの限界指摘と SCP パラダイムの優位性強調に急なるあまり、命題提示が骨太すぎて懇切な敷衍に乏しく、一口に云って強引、実質的説明不足の観を禁じえない。

批判的实在論の奥義に迫り得ず、経験ないし事象の領域に佇む他はない筆者は、とりあえず、著者の簡潔な説明を（著者の真意からはずれる

かも知れないが) 自分なりの類推や連想によって納得できればよし, わからない部分や疑問の個所を拾い上げ, 思い浮かぶままに若干の詮議を加えることにした。——本稿はそのような意味での, 筆者の学習ノートである。

I. SCP パラダイムの我流解釈

1. 批判的実在論と TMSA モデル

構造的支配—権力パラダイム(以下, SCP と略記)の方法論的立場は批判的実在論(Critical Realism, 以下 CR と略記)である。それは Transcendental Realism(以下 TR と略記)の科学哲学を社会的領域に適用したもので, 1970年代以降イギリスを発信源として広がり, 各分野で具体的な研究が成果を生んでいるという。

TR では, 経験や事象の領域のより「深い層」に実在的領域 real domain を想定する。それは「ある事象が背後で『支配/促進 govern』されている構造・力・メカニズム・傾向といった作用が働いている領域」(坂本著書・17, 以下同書からの引用はページのみ記す)であり, 経験的領域・事象的領域にとっての「必要条件」を形成している。存在するものはすべてある特定の関係を内在させた「構造」を持ち, 「ある特定の変化を生み出す『潜在力』・素質・能力」(18)を保持しており, それを「作動させることで, ある特定の変化を生み出す仕方全体」(18)を「メカニズム」とよぶ。ある構造が持つ潜在力がある特定のメカニズムで作動しても, 他の構造とそのメカニズムの影響を受けて予期された変化が実現しないことがある。その場合, 当該の潜在力は「傾向」として作用(する力へ形態変化)する。(18~9)

TR に依拠した社会理論では「構造と主体」の絡み合いをどうモデル化するかが重要である。

(1) 人間は時間的に先行して形成されている社会構造に直面している。社会構造は「人間主体に還元できない……それ自体創発的で, 因果的作用を人間主体の行動に与える」一方, それ自体の実体を持たない「社会構造は人間主体

に完全に依存」しており, その「『因果的作用の効果/結果』が『人間主体』を通じて表出されることを感知すること (causal criterion) によってのみ, その実在性を証明する。」(21)

(2) これに対して, 人間主体の自律性はその選択力・意思決定力として担保される。社会構造は「必要条件」を提供しているだけで, 「人間主体は自らの意思決定力によってその意図を実現すると同時に社会構造の実在性を表出させ, ある事象の具体的な形態を規定する」のである。(22)

(1)・(2)を存在論的前提として「社会活動の変容モデル」Transformational Model of Social Activity——社会構造の「再生産・変形」と人間主体の選択力との合成を中心としたモデル——が提起される。「動力因」としての主体が具体的な活動における必要条件として, 「質料因」としての構造を利用する。構造は主体の行動を通してその形態を再生産・修正する。両者の潜在力が合成されて, 「現実態」としての「作用する力」exercised power となり, それが他の諸多の「構造と主体」による「作用する力」と重層的に絡み合って「現実化した力」actualized power へと形態変化し, それによって十分条件が満たされ, ある社会的事象が生成する。この「『現実化した力』は時間的に次期の『社会構造と人間主体』の『潜在的な力』に作用し, 次の循環が起きる。」(23~4)

2. SCP パラダイム

TMSA モデルを企業支配論に特定化して SCP パラダイムを構築する——この作業に当っては「社会システム」に対する(a)関係—総体論的(共時的)アプローチと(b)発生—発展論的(通時的)アプローチが併用される。(a)では人類社会5000年を通観して諸社会システムがもつ一般性を抽出し, 社会構造一般の作用形態を把握する。(b)では近代以降の社会システムにおける社会構造の特質を2つのレベル [イ] 商品関係とロ) 企業] に分けて論じる。

a. 人類は生産と消費の循環運動を通して自

らを再生産する。この循環運動＝対自然活動は労働・労働対象・労働手段の結合に関わる諸‘社会関係’の重層的な絡み合い（としての生産諸関係）を介してなされる。生存に必要な最低限を越えて一定の剰余部分を持続的に生産しうる社会（＝遅延収益システム Late-Return System）では‘剰余労働の創出・取得・分配’という過程＝階級過程が社会システムの再生産の形成・展開を主導する。(26～7) 一定の社会的剰余の蓄積がどのように管理（配置・使用・収益・処分）されるか、より詳しくいえば生産者のさまざまな部署への配置、労働現場の統制と監督、生産物の配分、流通、消費の社会的制御などが展開する過程で、それぞれの社会システムにおける構造的支配—権力関係が生成・発展していく。「生産諸条件をどのような主体（群）が、どのような形態（経済的・政治的・イデオロギー的）で所有・統制・管理しているのか」(30) が、当該社会システムにおける権力関係の在り方を規定するのである。

b. 近代以降の社会システムにおける生産関係は、生産諸条件の所有、労働過程の統制、生産物の流通と分配など、すべての部面での‘商品関係の全面化’として特徴づけられる。とりわけ、労働力の商品化によって、社会の成員が労働者階級と資本家階級とに大別され、後者は格別の強制装置なしに前者に一定の労働を強制できることとなった。すべての経済資源が個別分権的に占有され、生産が無政府的に行われることから、個別経済主体間に効率的な増殖と蓄積の無際限な競争が必然化する。

階級過程の現場である企業のレベルでは、特定の社会構造＝生産関係に位置づけられた個別具体的な人格が生産諸条件の統制・管理をめぐって‘闘争領域 contested terrain’を形成している。そこでは2つの社会構造が経営過程に対して必要条件として因果的作用を及ぼす。(36～9)

1つは‘市場的社会構造’である。資金の調達—生産手段の購買—労働者の雇傭—製品の販売—収益の分配という各 Phase を通して、そ

れぞれの市場における特定の‘競争／独占構造’を先行条件として受容／利用しつつ、諸個別主体の行なう意思決定が絡み合って現実の経営過程が進行する。(社会構造の因果的作用が人間主体を通じて、その効果・結果を表出し、感知可能なものとする。)

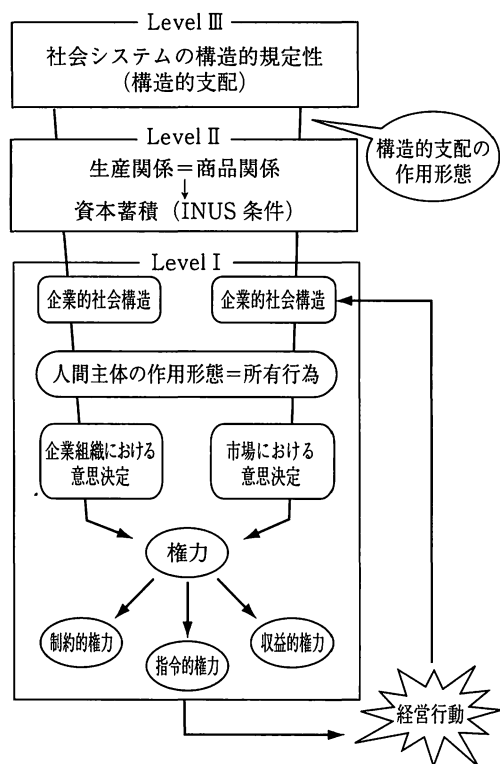
もう1つは‘企業的社会構造’である。経営組織（＝人間諸主体の活動体系）を編成し、所要人員を配置して労働過程を展開させる動力因は人間主体の意思決定力であるが、その経営組織それ自体が企業的社会構造とよばれる生産関係の1側面に他ならない。この時間的に先行する質料因との合成によってのみ人間主体の意思決定は‘作用する力’として発現する。

社会構造のもつ潜在力は社会事象生起の必要条件であり、十分条件を満たすには人間主体のもつ潜在力が作用しなければならない。人間主体の作用形態を指示するのに最も有効な概念は、‘所有’である。F・ブイヨンの最も包括的な所有概念では、(社会的労働過程を含めて広く捉えられた)生産諸関係全体が‘所有行為’であるとされる。さらにこの「所有行為は吉田民人によって‘所有行為’と‘管理行為’とに分節化され、片岡信之によってそのいずれも‘支配行為’であると展開されていると解釈できる。」(41)

しかし、企業における権力分析という観点からいうと、さらなる展開——‘意思決定’（認知情報を指令情報に変換するプロセス）概念の導入——が要求される。これによって「‘企業的社会構造’を必要条件として、いわゆる戦略的・管理的・業務的といった様々なレベルの人間主体の所有行為だけでなく、‘市場的社会構造’を必要条件とする人間主体の所有行為をも取り込まれ、企業に関わる様々な人間主体の‘潜在的な力’が、行為の連鎖というだけでなく、相互に絡み合っているという人間主体の作用形態が捕捉できるようになる。(42. 下線原文、傍点筆者)

加えて、「所有間・意思決定間が‘どのように’絡み合っているかという比重問題」を解決

図1. 構造的支配—権力パラダイム



坂本雅則, 2007, p.45 (図2-3)

するために‘タイプ化された権力’概念を導入する必要がある。——これはウェーバーによる権力の一般的定義をR. マーフィーが洗練した3類型[指令的権力・制約的権力・収益的権力]を, ‘社会構造を利用すること’という限定付で採択したものである。企業を構成する諸主体が様々な状況(先行する社会構造)を利用するなかで3種類の権力行使が絡み合い, 現実の経営事象が生み出される。

結論——SCPパラダイムにおける‘所有と支配’は既存パラダイムとは異なる様相を示す。「‘所有’とは人間主体が自らの潜在的な力を発揮する‘行為’のことであり, ‘支配’とは‘資本蓄積’……具体的には, 人間主体が‘所有行為’を行う上で, 必要条件として利用する‘社会構造’の因果的作用のことなのである。」(43) 既存パラダイムにおいて所有とは法的に株式を所有すること, 支配とは企業活動を現実

に管理する(という権力を行使する)ことで, 両者は状況によって一致したり乖離したりするものの, おなじ次元の事象であった。SCPの‘所有’は, 既存パラダイムの‘所有と支配’双方を包括して更に広大な行為であり, ‘支配’は人間主体とは次元を異にして超克不能, たゞ適応(→利用)する他ない実在である[図1]。

3. 結論への疑義

3-1

覚束ないままに何とかSCPパラダイムの論旨に跟いてきた筆者は, ‘所有とは人間主体の行為, 支配とは資本蓄積(=社会構造の因果的作用)’という結論に至って愕然とした。既存パラダイムと‘かなり異なる’どころか, その全面的な解体, 基礎概念の根本的な改変と位置転換を含意しているかにみえる。

‘所有とは人間主体の行為’の方は吉田・片岡の包括的所有概念を知る者には容易に受容できる。‘支配とは資本蓄積’はそうはいかない。吉田・片岡にとっても, 支配は現実態としての所有(=管理)の核心的な1側面であり, (この点は法パラダイムにおける支配も同様である)人間主体の行為に属する筈である。それが逆に人間主体が適応せざるを得ない(必要条件として利用することなしには何事もしえない)社会構造的作用, 企業に課せられる資本蓄積の圧力の別名だとは! 構造的支配とは, 所有主体による企業支配が(単純・属人的でない)複雑・制度的な機構と動態を通して行われることを指すのではなく, 社会構造が人間主体を支配する(先行条件を設定して主体の所有行為の方向と範囲を限定する)という趣旨だとは!

坂本は初期の論文でこう述べていた。「企業支配の歴史は, 属人的に統合されていたものが会社全体に徐々に構造化・制度化され……資本運動が会社全体・社会全体に構造化されて行く歴史である。」「企業の支配における根拠・正当性は資本運動そのものにある。ただ運動はそのままで自らを実現することができないゆえに,

経営諸機能を媒介させるのであり、その機能的担手として諸主体に諸人格を与えるのである。資本は‘自らを諸形態・諸主体の連関において実現する’ことから、支配は経営諸過程全体を貫通しているのである。」(2000: 326)

この論旨は、一般的にはマルクス経済学に基づく企業支配論、とりわけ‘企業における生産諸関係’を中核概念とする立場からの主張とはほぼ等しい。物象化論の見地から企業をめぐる人間主体の活動を社会構造≡生産関係≡資本運動の人格化、いわば傀儡とみなし、経済法則の規定力を強調しすぎる憾みがあった。これに対してCR論の枠組では、社会構造の自立・創発性、時間的先行性を強調する一方、その(それ自体の実体をもたず)人間主体への完全な依存性を指摘し、構造と主体は互いにどちらにも還元できない‘共生関係’にある、とされる。それによって‘方法論的個体主義’と‘デュルケムの社会実体論’がともに克服され、マルクスの唯物史観・物象化論が(その良質の部分を継承しつつ)「社会科学の方法論として使い勝手のよいものに再構築されている」(篠原2007: 72)と筆者も受けとってきたのだが、ここに来て‘どんでん返し’の思いがする。

3-2

先ず感じるのは(主体の所有行為・意思決定・権力行使の全過程を貫徹する)社会構造の支配力の絶対性、という(物象化論からの主体性回復感とは逆行する)イメージである。いつ、どこで逆転したのか?——あれこれ考えあぐねた末に気づいたのは、パラダイムを構成する幾つかのキイ概念〔支配・所有行為・意思決定・権力〕が相互の関連ないし位置関係の明確な説明なしに、頭ごなしにきめつけるような形で提示されていることである。

坂本が最新論文に掲げた〔表1〕を眺めると、第1行「権力の基礎」と構造的支配が等置されている。してみると、社会構造が人間主体に及ぼす因果的作用たる‘支配’は‘権力’の基礎であって権力そのものの機能ではない。逆にいえば権力は社会構造でなく人間主体のみが創

表1. 構造的支配—権力パラダイムにおける「所有と支配」

		構造的支配—権力パラダイム における「所有と支配」		
		「構造的支配」論		
権 力 の 基 礎		構 造 的 支 配		
実 在 的 の 領 域	社会構造	企業的社会構造	市場的社会構造	
	人間主体	所 有 行 為・意 思 決 定		
		戦 略 的 要 因		
		制約的権力	指令的権力	収益的権力
		権力の重層的絡み合い(権力状況)		
事 象 的 領 域		経 営 行 動		

*坂本(2008b) 構造的支配—権力パラダイムの学説史的位置づけ(3), p.10

出・行使しうるものらしい、とわかる。主体の所有行為→意思決定は戦略的要因の識別を媒介として3種の権力を形成し、それが行使されることで権力相互の絡み合いを生む。この絡み合いそのものが、事象的領域(企業レベル)では経営行動として現れる——とすれば、この場合の所有行為→意思決定→権力行使に共通する機能は‘支配’ではないのか? なぜ支配(というコトバ)を使わないのか? 主体は支配せず、構造に支配されるのみ、という決定論的イメージの強調に陥ってはいないのか?

他方、坂本が所有一管理—支配—権力という諸概念の間の密接な関連を強く意識し、その表現の仕方に神経を使っていることも、幾つかの傍証から窺える¹⁾。——どう考えたらよいのか。

1) 著書に先行する論文において、坂本はブイヨン・吉田・片岡の‘包括的所有’概念を紹介しつつ、こう述べている——(片岡の所有概念では)「a) 所有(行為) = 支配となっていることで、‘管理’に‘支配’という側面があることを暗に示している。b) そういう意味では、吉田よりも権力関係が意識されているが、十分な展開がなされているとはいえない。」(坂本2005: 21記号・傍点は筆者) 著書では、40～1ページにa)の部分の再現しているが、b)の部分は削除されている。

また坂本は別の先行論文(2004c)において、「構造的支配(=生産関係)の再生産を達成するように行使される権力」(全27)という意味のメ

あらためて坂本の行論を逐一吟味し、真相を洗い出していく他はない。

II. SCP パラダイムの逐一詮議

1. 批判的实在論と社会構造

1-1

批判的实在論は哲学・社会科学の諸分野に成果を上げているとのこと、筆者としては検討の意欲も能力もなく受け流す他はない。経験や事象の領域の深層に実在的領域を設定する、という構想を‘現象の背後に本質が潜んでいる’のとおなじような趣旨だと了解しておこう。また、批判的实在論の中核概念ともいえるべき‘社会構造’についても、かの武谷3段階認識論という‘実体論的段階’——現象（についての情報）の収集・記述から踏みこんで、‘現象が起るべき実体的な構造を知り、この構造の知識によって現象の記述が整理されて法則性を得る……その法則は実体との対応の形において実体の属性としての意味をもつ’（武谷91~2）——における‘実体（的な構造）’を連想しつつ受容しよう。

‘支配権力’概念を造語している。そして企業レベルにおける‘構造的支配’の存在形態の具体的内容を把握すべく、「既存パラダイムにおける実体論的把握を乗り越えるために……‘タイプ化された支配権力’概念」（全30）を導入する、そしてマーフィーの原型に加工した①司令的支配権力②制約的支配権力③収益的支配権力を提示している。とりわけ、司令的支配権力は「企業における生産関係（構造的支配）を再生産するために直接的に発せられる、ある単位が持つ能力」（全30、傍点筆者）と定義された。（制約的と収益的の定義には、‘構造的支配を再生産するために’という修飾句がついていない。）

ところで著書では‘支配権力’の支配が削られてマーフィーの原形に戻り、その代りに、3つの権力定義すべてに‘社会構造を利用することで’という修飾句が付加されている。（43）——特異な造語とその取り消し、修飾句の入れ替えの理由は示されていない。ともあれ、この経緯から察知しうるのは、坂本における、‘社会構造’と‘支配’との結びつきの強さ、そして、主体の行動に関わる所有や権力の機能、そして事象の領域でのさまざまな‘支配’現象との混線を忌避する思いの深さである。

社会を構成する様々な存在に固有の潜在力が様々の形態で作用し合うことから、特定の関係の組み合わせ（としての構造）が生成し、それが新たな事象を生み出す潜在力となる、というのが筆者の我流解釈である²⁾。

1-2

社会構造は頑丈にして超克不能ではあるが事象生成の質料因にすぎず、それを必要条件として利用する人間主体の意思決定を通してのみ、その实在性を具体的に表出しよう——という認識も殆ど自明の真理と受けとれる。筆者に刷り込まれている‘個別資本説’（の1流派）にいう‘不完全意識性’の議論では、経営主体が価値法則（≡社会構造）の作用に完全に規制・翻弄されるのではなく、限られた枠内においてはあれ法則性の認識に基づく意識的統制的活動の能力をもつ、とされた。サイモンの‘限定的合理性’の眼目は、主体の意思決定能力が〔認知・計算・判断など諸部面での様々の限界の故に〕100%の合理性をもちえない、というに在り、つまりは主体が置かれている環境（≡社会構造）に大巾に制約されている、という議論である。文脈やベクトルは大いに異なるが、内容としては批判的实在論と実質的に同一である。批判的实在論は社会構造の潜在力を強調しているようにみえて、実は経営主体の意思決定力を（個別資本説はもとより、サイモンに比べても）大きく評価しているとさえ云えよう（川端1995）。

2. 生産関係と所有行為

2-1

第1の気がかりは、社会構造—生産関係—所有行為—意思決定—権力類型という、主要概念

2) さまざまな潜在力が絡みあって作用することで運動が生じ、運動が一定の方向性をもって反復・安定化することで構造が生じる。構造形成ののち、構造を再生産する運動は、当該構造の機能とよばれる……大体こういうイメージで、筆者はN・ルーマンの機能構造主義を理解し、受容している。（Luhmann 1984）

の段階的配列とその説明（の内容）である。——一般社会理論を抽象的に記述するのであれば、社会構造—意思決定—権力類型で足りるのではないか？ 企業支配論の統一的パラダイムの確立という目標が最初から与えられているので、社会構造一般でなくその経済的側面に焦点づけられた。その結果、社会構造は生産関係に置きかえられ（人間主体の）意思決定は所有行為に特定化された。

さしあたり、このように了解するとして、そうした置換ないし特定化が明確な手続ないし断り書きなしに行われている、あくまで社会システム一般の特質、‘社会構造の一般的存在形態を把握する’という立前で論じられていることは問題である。

坂本によれば、「分析的には、社会システムは政治的・経済的・文化的等々の諸過程に分析できるだろう……可能性としては無限に分析できる社会システムを統一的に把握するには、どういう切り込み口 entry point がありうるだろうか。そこで着目するのが、先ほど述べた‘すべての社会生活の根本的な物質的条件である生産と消費（あわせて広義の生産）’という視点である。」そして、人間の対自然的活動＝生産は「人間労働と労働対象と労働手段とが一定の‘生産関係’を媒介にして結合する過程＝‘社会的労働過程’であると定義できる。」さらに人類学の成果を考慮しつつ、「‘剰余労働の創出・取得・分配という過程＝階級過程こそ、社会システムが持つ一般性’として抽出できる。」（26～7傍点筆者）

社会生活の物質的諸条件の再生産（としての経済的循環運動）を媒介する社会関係（としての‘生産関係’）を、社会体制（を構成する諸社会関係の重層的な絡み合い）の存立を担保する‘土台’と名づけてその決定的意義を強調したのは、マルクスの‘史的唯物論’であるが、その言説の重要性を認めることと、それを社会構造の一般的存在形態（の記述）として全面的に受容することとは別である。——‘政治的・経済的・文化的等々の諸過程’・諸社会関係は

相互に浸透しあう。土台が上部構造を規定するのと同じく上部構造も土台を規定し返し、相互の規定力に絶対的な優劣が予め決まっているわけではない。生産関係（の在り方）が他の諸過程・諸関係を常に（とはいわずとも殆どの場合）左右するのであれば、社会構造の一般的存在形態を説く場合にも、生産関係＝経済的社会構造の優越的意義を必ず記述しなければならないだろうが、絶対的優越を認めない筆者は、その必要を認めない³⁾。企業支配論という、経済過程にほぼ限定可能な問題設定の故に、社会構造を生産関係に特定化して記述できるのだ、という断り書きが必要だと考える。

2-2

生産関係（という質料因）に対応する（動力因としての）意思決定は所有行為に特定化された。パイオン、吉田、片岡らの「包括的‘所有’概念を使えば、生産関係を具体的に担う人間主体の作用を‘所有行為’として再構成できる」（全41）という言明に筆者は全面的に賛同する。ただしこの再構成は、そこでの人間主体の作用（としての意思決定）が具体的に発現する場である経済過程に限っての特定化である、ということを確認しておきたい。

こだわる理由は、坂本の以下のような行論に関わる。曰く——上記‘所有行為’としての再構成だけでは、企業における権力分析の用具として不十分である。吉田、片岡らの包括的所有概念をもってしても「企業において、ある所有対象が‘どういう関係を通じて’結合するのかという観点が明確になっていない」ので「‘所有主体’が意思決定することで‘所有対象’が時間的にも空間的にも連続的に結合するということを指摘するだけに終わらざるを得ない。」（41）⁴⁾「企業に関わる様々な人間主体の‘潜在

3) ルーマンは社会システムの基本的存在形式を‘二重の偶発性のジレンマとその逆説的解消’に求めている。このことは、社会システムの変動ないし進化の方向性について、いかなる必然性も存在しないことを含意している。（Luhmann 1984）

4) 「企業において、ある所有対象がどういう関係ノ

的な力' が行為の連鎖というだけでなく、相互に絡み合っているという人間主体の作用形態が捕捉できる」ようにするには、'認知情報を指令情報に変換するプロセス' という'意思決定' 概念「を採用することで、さらなる具体化を行う」必要がある。

意外な行論に戸惑い、幾つかの疑念が浮ぶ。

① ここで坂本は'意思決定' 概念の具体化(?) を提起しているのだろうか。認知情報を指令情報に変換するプロセス、即ち「現状についての認知情報、認知された現状についての評価情報、現状において代替可能ないくつかの指令情報(行動しないという指令情報をも含めて)、各指令情報がもたらす結果についての評価情報、そして何らかの決定ルールないし選択原理を前提にして、一定の指令情報を選択するプロセス」(42) は、抑も意思決定という概念を構成する最少要件(の記述)であり、TMSAの存在論的前提に当初から内含されているものではないのか?——それとも坂本は、(それまでの行論では)より抽象的な(?)意思決定概念、たとえば前記プロセスの終点(=行動指令)のみを抽象した、いわば人間主体の自律・能動性、社会事象の'動力因' そのものというべき部分、意思決定の'本質' (?)のみを捉えた概念を用いていた(とでもいう)のだろうか?⁵⁾

「を通じて結合するのか」を知るには、企業における諸人間主体の所有行為=意思決定とその絡み合いを個別具体的に観察・分析する以外に術はない。それはいわば自明の理であって、坂本のいう意思決定概念や'タイプ化された権力' 概念の導入とはまさにこのことを指している。とり立ててパラダイム(の一環)と称するまでもないことである。まして、それを欠くこと、を以てプライオン・吉田・片岡の包括的所有論(というパラダイム)の限界とみなすことはできない。

5) 本質というコトバは、論者により、時と場合により、含意が異なることが多い。ここでいう本質は通常語のエッセンスに当る。筆者は社会科学の基礎概念の多くについて、価値なり組織なりの本質規定と'そのもの'の定義とは異なる、と思っている。たとえばバーナードは組織の本質である'協働'をもって組織そのものを定義する、とノ

② 仮りにそうだとしよう。では、意思決定の本質概念のみを用いて(所有行為でいえば所有主体Aが所有対象b・c・d……、Bがe・f・g……を占有・統制・監督等々することをつまただけで)も、所有行為の連鎖ないし時間的・空間的連鎖を捕捉できるのか? また'企業的社会構造'を必要条件とした、戦略的・管理的・業務的等々の所有行為だけは捕捉できるのか?⁶⁾

逆の問いも生じる。様々の認知・評価・指令情報の様々な組合せと変換によってのみ、'市場的社会構造'を必要条件とする所有行為(売買・貸借・提携・統合等々?)が捕捉できるのか?

筆者はこのような意思決定概念の2段階構成に反対であり、'認知情報の指令情報への変換'を意思決定概念の定義とみなす。また、所有行為の時間的・空間的連鎖と'相互に絡み合っている'こととの間に格別の差異を認めない。A・B・C・D……複数の所有主体による所有行為の連鎖はほぼ必然的に絡み合う筈だからである。抑も社会とは人間主体の複数存在を前提する概念である。そして所有行為の質料因としての社会構造(この場合は生産関係)そのものが、過去の諸所有行為の絡み合いの累積に他ならない。

③ 筆者は坂本のいう社会構造の2つの区別に格別の意義を認め難い。前項のような論理の誤操作の機因となりうる、という意味でむしろ有害だと思う。

市場的・企業的という区別は、恐らく坂本のいう'近代以降の社会システムが持つ構造的規定性'(Level II)と'企業における構造的規

「いう誤りを冒した、と考える。坂本は、それと意識せずに、意思決定の本質と定義を、コトバの上では区別しないで実質的に使われているのではないか。

6) 戦略的・管理的・業務的という階層区分はもともとサイモンが企業における意思決定について行ったものである。戦略的意思決定の大半は、坂本のいう市場的社会構造からの蓄積圧力に対応してなされる。

定性の再生産’ (Level I) に対応させてのことであろうか？ 近代以降の生産関係 Level II の特質は ‘商品関係の全面化’ であり、資源の分権的占有と自由な賃労働の存在が相俟って、‘個別資本’ が生産・流通過程を統制する主体となり、その効率のかつ無際限の増殖と蓄積が企業存立の必要条件として強制されている。

抽象水準を下げた Level I では、個別資本が具体的な人格に担われることで ‘企業’ となる⁷⁾。企業が生産・流通過程の必要条件として利用せねばならぬ 2 つの社会構造を我流解釈すると—— a. 企業が位置づけられている市場の競争／独占構造。これは坂本の言をそのまま受容する。 b. 企業的社会構造。これは、市場とは切断された経営組織 (= 人間諸主体の活動体系) のことで、一般組織論では内部組織、あるいは単に組織とよばれるものに当る。公式組織だけでなく、非公式組織や組織風土を含めて、経営主体の活動の一齣毎に、所与の必要条件として立ち現われるものを指している。

この我流解釈に立つて、筆者は市場的・企業的の区別の無用性を主張したい——。むしろコトバの問題として、単に市場・組織とよび、併せて企業 (的社會構造) とすべきであろう。市場 (的社會構造) は企業に統合されている。逆

に言えば組織ないし集団が市場と関係する (生産物を商品として販売する) ことで企業となる。市場が組織を包摂するとき、組織もまた市場を包摂するのである。坂本の議論では一般的用語法どおりの〈広義〉の企業と、(市場や資本との関係を捨象した、組織一般と同義の)〈狭義〉の企業とが、そのつどの断りなしに用いられ、コトバの混乱を招いている。

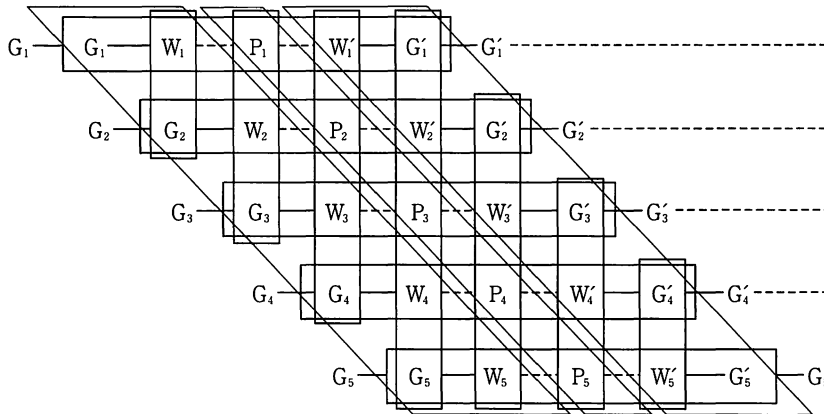
さらにコトバだけのこととして片づけられない問題もある。坂本は、SCP パラダイムと片岡説との類似性と相違点を論じる中でこう述べている。—— (片岡説では) 第 1 に ‘市場における生産関係’ が捨象され ‘企業における生産関係’ のみが強調されているので、(法律的・管理的な多くの所有行為がどういう比重で絡み合っているのか、という) ‘比重問題’ を静態的にしか把握できていない。第 2 に、これと関連して ‘市場における生産関係’ が金融市場に限定されているので、片岡のいう ‘法律的所有行為’ 概念が具体的に意味する内容は ‘金融市場における所有行為’ だけになっている (坂本 2008 b : 17)。さらに片岡の議論では「個別資本運動と企業における組織・管理現象を ‘活動の交換 = 生産関係’ を通して結びつけ、‘管理的所有行為’ として理論化され、金融市場からの資金調達に伴う活動の交換は ‘法律的所有行為’ として理論化される」。従って、個別資本運動という社会法則に「制約される状態で ‘法律的所有行為’ と ‘管理的所有行為’ が絡み合うと考えている……いわば、2 つの所有行為は個別資本運動の分化形態として把握される」(全 16~7) と坂本は主張する。

ここでは坂本の錯誤は一段と拡大している。私見によれば、片岡のいう ‘企業における生産関係’ は一般的用語法どおり、資金・資材・労働力・製品など全ての市場 (での取引) を含んだ〈広義〉の企業における生産関係である。企業支配論というテーマでは金融市場が焦点に立つであろうが、他の市場が捨象されているわけではない。

坂本は片岡の個別資本概念を矮小化して捉え

7) 著書第 2 章 II の 3 (Level I) の (1) ‘生産関係’ と ‘企業’ (36) の主旨を、このように要約したのだが、いまひとつ自信がもてない。「生産諸条件の具体的な ‘人格的担い手’ という媒介変数を組み込むと……生産諸条件の統制・管理という闘争領域 contested terrain が出現する」と述べたあと (筆者からすれば) 卒然と企業の定義「資本制社会システムにおける、生産関係を媒介にして成立する社会的労働過程を ‘重層構造化’ したもの」が出てくる。この定義には、人格的担い手という媒介変数を導入したことの刻印ないし痕跡が見当らず、企業の定義として意味不明、殆ど空言のように思える。——ともあれ、「このような ‘企業’ の定義を受けて」、(2) ‘社会構造’ の作用形態：二つの ‘社会構造’ の因果的作用を坂本は論じるのである。(定義の中の ‘重層構造化’ は、坂本が一面継承・一面批判する片岡信之の企業概念を視野に入れた修飾句であって、格別の含意はなさそうである。)

図2. 個別資本の時空的構造

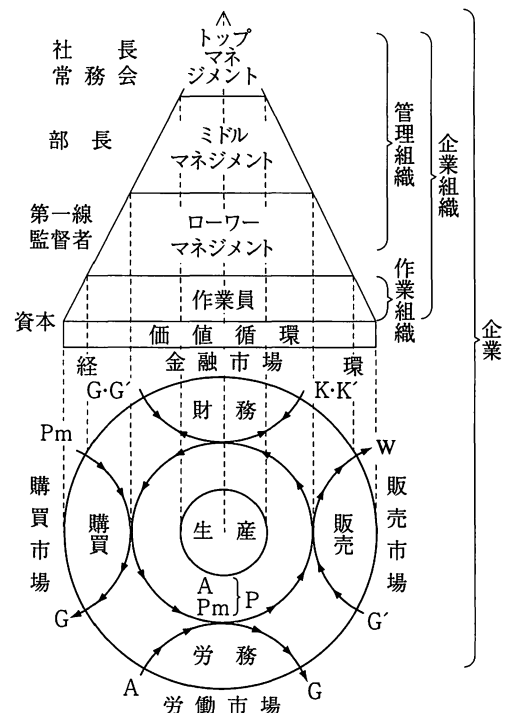


片岡, 1992『現代企業の所有と支配』p.32

ているようである。——片岡は‘複線的・継続的投資’の様相〔図2〕を示し、そのように時空的に構造化された個別資本運動の内実を「価値（対象化された労働）に生きた労働を合体させて、それを自己増殖する価値（資本）に転化させる過程」と規定し、「この際の生きた労働（活動）の交換・結合」を（端初的な意味での）‘組織’と名づけた。この組織が活動の拡大とその担手の多様化の過程で、職能→職務→職位→階層的職位体系（＝組織構造）→経済的人格集団→全人の人間集団等々に具体化されるとして〔図3〕を示した上で、こう記している。「さらに進んで個別資本は、市場にあってみずから競争構造の形成に参加しながら、他方ではみずからも参加してつくり出す物象的疎外形態たる市場の強制的法則性によって逆に規制されざるをえない存在である。さらに個別資本は（その上に形成される組織・人間集団ともども）社会の諸側面（政治、経済、社会、法など）と交渉関係をもちながら、生産過程を通じて自然を獲得する存在である。ここに企業と外部環境との間の対外的均衡維持に関する一連の領域が形成される必然性がある。」（片岡1992：32～6）

以上のように、片岡はひとまず個別資本を市場から分離してそれ自体の上に生きた労働の結合構造が形成される論理を叙し、しかるのち市

図3. 個別資本と組織



片岡, 前掲書, p.32 (山本安次郎『経営学本質論』森山書店, 1961年, 239ページより一部変更の上引用。)

場や社会との交渉や相互規定関係に論及した。論述は2段階であるが、個別資本＝企業概念規定としては1本である。企業に焦点づけているから市場そのものの全面的解説ではないが、

必要十分なだけの論及というべきである。坂本は市場的社会構造が経営行動（を担う人間主体）に対して蓄積を強制する局面を捉えて構造的支配を云うが、経営行動の側は逆に Phase 1～5を通して市場的社会構造、その競争／独占構造を形成する（だからこそ企業的社会構造として自らを実在化させる）のであり、片岡の個別資本概念はその点を明示している。

つぎの問題は‘法律的所有行為’である。夙に片岡は所有を法的な所有権にひきつけて理解する傾向に警戒心を示し、「それはあくまで権利であり、‘可能性の集合’‘可能態’というにすぎない。より重要なのは事実としての所有なのであり、経済学や経営学では‘運動の中における所有’こそが重視されなければならない。」（片岡1992：15）と述べている。片岡の主張に従うなら、坂本がイメージしているであろう‘法律的所有行為’——株式を発行して設備資金を調達したり、利益剰余金を処分して自社株を取得したりすることも、すべて管理（的所有行為）として捉えるべきである。法律的所有行為とは坂本の云う‘所有的所有’（40）とおなじ形容矛盾（を含む言葉）に他ならない。

3. 意思決定の比重問題とタイプ化された権力

3-1

‘タイプ化された権力’概念も問題含みである。分節化された所有行為（を構成する意思決定）が‘どのように’絡み合っているのかという‘比重’の問題を解消するのに必要だ、と坂本はいうのだが、すんなりとは理解しにくい。たとえば次のように考えてみる——絡み合っている多数の所有行為がそれぞれに保持・発揮しているパワーは大小・強弱さまざまである。個々の所有行為に固有の潜在力（の強弱）がそのまま発現して結果が決まるのではなく、所有行為の配列の在り方や作動の開始・停止のタイミングなどによって、絡み合いから生じるエネルギーの相殺・相乗が予期せざる帰趨をもたらす。したがって結果的に発現する諸所有行為間の力のバランスは、もともとの潜在力（の大小）

の比較とは異なる次元の問題であり、その解決のためには「当該企業における‘ある特定領域’が‘ある特定の時期’に戦略的要因となることを突き止めなければならない。なぜなら、戦略的要因である特定領域を解決する‘所有行為’こそが、諸‘所有行為’の中で戦略的重要性を持つことになり、その担手が‘指令的権力’を構成するからである。」（2008b：18）

この我流解釈でよいとすれば、坂本が提示している解決のための用具（としてのタイプ化された権力）は意外に単純なものである。①特定の時期において当該企業にとって戦略的要因となっている領域について、指令情報を創出・発信し、受信者による執行・達成を確保しうる人々が当該企業の戦略的意思決定の主体である。②これが特定されれば、指令情報の想源をなす認知情報（の収集・解析・評価）に介入（影響を及ぼす）して指令情報の選択範囲を制約しうる人々（＝制約的権力の構成主体）が特定できる。さらに、③指令的権力の構成主体の所有行為（＝戦略的意思決定）に直接的に介入しないにも拘わらず、彼らの自律的な権力行使の結果から収益を獲得できるという、特殊な位置を占める人々（収益的権力の構成主体）も特定できる。（43）

さて、何が問題か？

指令的権力と制約的権力は、戦略的要因（の所在領域）の変化に応じて相互に変換しうる2つのタイプとして素直に受容できる。折紙細工のダマシブネを想起すればよい。企業（という組織）では、大抵は経営者（を中心とした上層メンバー）が全般的な指令権力を行使し、下層の指令権力は上層が決定した各役割権限に局限されている。しかし緊急事態（たとえば重大災害発生直後、巨額賠償請求訴訟の大詰、乗取り案件をめぐる委任状合戦等々）となれば、少数の下層従業員や顧問弁護士、日頃は物言わぬ機関投資家等々の制約権力が指令権力にとって代ることがある。そうした劇的な形をとらずとも、指令⇄制約の振子運動が、水面下では常時作動している。下層の指令権力が上層のそれによっ

表2. SCP パラダイムの事例研究における権力行使者リスト
栗原（稲）工場に対する構造的支配—権力パラダイムの分析結果

	I (1884-1897)	II (1897-1903)	III (1904-1919)
指令的権力	イネ	イネ・幸八	幸八
制約的権力	和市・幸八・問屋 熟練女工	ウメ・職人・女工	イネ・ウメ・職人 女工・競争企業
収益的権力	染屋	染屋・問屋	染屋・問屋

芝浦製作所に対する構造的支配—権力パラダイムの分析結果

	I (1893-1898)	II (1899-1921)
指令的権力	本社重役・芝浦重役・（親方熟練工）	芝浦重役
制約的権力	技術者・親方的熟練工 現場労働者	本社重役・技術者 現場管理者・現場労働者
収益的権力	三井同族	三井同族・GE・三井物産

日立製作所に対する構造的支配—権力パラダイムの分析結果

	I (1906-1917)	II (1918-1904)
指令的権力	日立重役	日立重役
制約的権力	所有者（久原）・本社重役 技術者（現場管理者）・現場労働者	所有者（久原・鮎川）・金融機関 役付工・現場管理者・現場労働者
収益的権力	久原本社（日立鉱山）	久原本社・日産本社・金融機関

（坂本，2007a：236-7より転載）

て制約されるのと同様に，上層の発する指令情報は下層・外部環境がもたらす認知情報，彼ら自身が過去の経験から形成した評価情報（→先入主）によって制約されており，真に主体的な決断力の寄与は（時には決定的だが，）概して小さい⁸⁾。

8) かつてバーナードは「してはいけない理由を見出すことが，なすべきことを決定する共通の方法……意思決定の過程は主として選択を狭める技術である」とし，選択条件の限定と‘目的’の設定とを等置した。（Barnard 1938：14）またサイモンは，組織目標の概念を組織における‘意思決定に対する制約の全集合’と定義し，その一部分（上層メンバーの役割に関連した制約）のみを組織目標とみなすことを‘用語上の便宜’として許されたとした。（Simon 1976, chap. 12）

いずれも，指令権力と制約権力の密接な関ノ

3-2

問題は収益的権力である。指令もせず，他者の認知情報に介入もせず，‘自律的な他者の意思決定を通じて自らの利益を獲得できる’とは，どういう権力か？

パラダイムの事例分析に登場する収益的権力の行使者リストから推察してみよう。[表2]

① 栗原（稲）工場

当初，独立自営業者イネの購買・販売過程を掌握する問屋は手形貸付金融をも伴って，かなり大きな指令／制約権力を設定しえていた。独自技術による新商品のヒットによってイネ側の指令権力が確立し，問屋は制約権力に後退する。

ゝ連，互換可能性を示唆するもの——と筆者は受けとっている。

イネ自身が染屋の選択を含めて糸の購買を担当したので、染屋の制約権力は限定されて収益権力にとどまった。

Ⅱ期には特産品の伸長で経営規模が拡大し、イネ一族の指令権力が拡大。問屋の制約権力は販売過程の独占が崩れて低下し、より対等な相互関係——染屋と同じ収益権力へと後退した。Ⅲ期の収益権力も同様である。(101～3)

② 芝浦製作所

I期の法的所有者＝三井同族の意思決定における評価基準は‘投下資本の増殖と蓄積’であった。重役選出権力を行使したが、その具体的内容は収益権力であった。ここでは最初から所有と経営が分離しており、経営戦略策定の重心は芝浦レベル（本社レベルが追認）に在った。この時期の技術的基盤の狭溢性の故に、親方的熟練工層が戦略的意思決定に関与し、「中堅以下の職工に対して指令的権力を、経営層には制約的権力を行使する」二重構造を形成していた。

Ⅱ期も支配株主＝三井同族の具体的意思決定基準は変わらず、収益権力の行使にとどまった。戦略的意思決定の主体は芝浦重役層に集中し、三井重役・GE（ $\frac{1}{4}$ 出資・重役派遣）・技術者・現場管理者層は制約権力に限られ、親方的熟練工層の権力基盤は突き崩された。販売過程の媒介者、三井物産とは対等の関係。したがって三井物産は収益権力のみをもつ。購買過程を媒介するGEは収益的権力だけでなく、高度技術の提供を根拠として（表には記されていないが）制約的権力をも保持していた。(147～8)

③ 日立製作所

I期において既に、創業者&支配株主は制約&収益権力の行使に限られ、日立重役陣がすべての領域の管理活動に深く関与し、戦略的意思決定（国産高度技術開発・多角化路線推進）者として指令的権力を保持していた。Ⅱ期日産財閥への編入後も所有者による経営政策への介入の形跡はない。現場管理者層の潜在的な制約権力の行使は経営者側の労務政策として表出し、現場労働者らは友愛会の活動として顕在的に制約権力を行使した。金融機関は一時的に配当政

策への介入という形で制約権力を行使したが、基本的には収益権力の行使に終始した。

はじめから経営者支配が成立していた日立では、専門経営者の占める地位と権力が恒常的に連動しているかにみえるが、それは彼らが資本増殖を効率的に実現している限りでのことで、競争企業・所有者・日産重役・下位管理者からの制約・収益権力の行使を常に受けていた。(214～5)

こうした用例からすると、収益的権力の保持・行使の要件は

- ①当該企業にとって売買・貸借・出資の相手方であり、
- ②一方的な支配（→収奪）ではなく両者はほぼ対等の関係にある、ということのようである。

当然の系論として、①当該企業もまた相手方から収益を得ている（収益権力を互いに行使し合っている）。②相手方はいずれも当該企業の組織メンバーではなく、坂本のいう（企業的でなく）市場的社會構造のみを利用していることになる。

ただし、メンバーでなくても、初期イネ工場の下機のように経営過程の全てを依存している場合には、‘事実上の賃労働者’として、指令権力の対象となり、収益権力を保持できない。逆に販売独占状況（という市場的社會構造）を利用しえた問屋は〈指令的／制約的〉権力をも握った。

してみると、収益権力と指令／制約権力との間の区別も（指令 vs 制約の区別と若干様相は異なるが、）やはり相対的なもののようである。——収益的権力は（指令も制約もせず）単に‘自律的な他者の意思決定を通じて、自らの利益を獲得’（43）するのではなかろう。他者の意思決定に干渉すべく精一杯力めるのだが、他者もまた自らに干渉すべく力める結果、両者対等の関係に落ちつくのではないか。指令・制約は、おなじく力関係の不均等の帰結に他なるまい。

どの権力も社會構造を利用する。市場的社會構造のみを利用する、という収益的権力の特性も絶対的ではない。重役＝経営者を含めて、当

該企業に雇用されている管理者・労働者は皆、労働市場（的社会構造）を利用し、それぞれの制度的枠組や閑散・充溢状況に適応しつつ収益的、制約的（時には指令的）権力を行使する。前記した染屋・問屋・GEなどが市場的だけでなく企業（＝組織）的社會構造に踏みこんで権力を行使したのと同様に。

企業世界に限定せず一般社会理論としても、収益的権力は問題含みである。天下った元官僚が独立行政法人を渡り歩き、労少なくして多額の報酬を得る、ヤクザ世界に密接な人々が要件不充足の生活扶助をたやすく手に入れる、……といった事態は、‘自律的な他者の意思決定を通じて自らの収益を獲得する’好例ではあるまいか。——霞ヶ関や地方行政当局を中心に、様々の社会的勢力が揮う指令／制約権力が長年にわたり渦まいてある種の均衡に達し、強固な社会構造が出来上って平穩無事に収益を享受できる、このような構造寄生的ともいふべき意思決定こそ、‘収益的権力’の究極の姿かも知れない。

抑も収益的権力というタイプを概念として特定する必要があるだろうか。売買・貸借・出資等々、対等な市場取引によって得られる‘収益’は、それぞれの取引＝意思決定の目的そのものである。当該企業の取引先の全てを収益権力の主体として殊更に認知することの意義はどこに在るか。当該企業もまた‘収益’を目的としており、指令／制約権力の志向する先もまた‘収益’である。——現代の企業世界は収益を中心に回転している。指令／制約権力の様々な相互作用、その質的・量的な組み合わせとバランスの過程で析出される（指令・制約のどちらにも類別し難い）特異な権力タイプ（の存在）を想定するのは、あるいは有意味なことかも知れないし、そうした変種を何らかの基準・指標によって更に小分類することもあるいは可能であろう。しかし、それらすべてを‘収益的’という、ごく一般的な形容詞で括るのは適切だろうか？

以上、坂本の行論を追って、幾つかの疑義を

発し、思い浮ぶままに多少の詮議を連ねてきた。端的に要約すると——

- 1) 社会構造を生産関係に、意思決定を所有行為に特定化する手続を明確に踏むことなく、社会システム一般理論の立前を通してしている。
- 2) 意思決定概念が2段階的（？）に構成され、その結果、内容と位置が不透明になっている。
- 3) 社会構造が市場的と企業的（実は組織的）に2分され、両者の統一としての企業的社會構造（≡個別資本）を捉えていない。
- 4) ‘タイプ化された権力’概念の導入の必然性が説明不足。関連して、3つのタイプの相互関連も不透明である。

要するに違和感の連続であり、前節末尾で期待した‘根本疑念’の自然解消は成らず、より深く迷路に入りこんだ感がある。以下、あらためて‘根本疑念’そのものに立ち向うとしよう。

Ⅲ. 企業支配論と経営学一般

1－1

各論未解決のまま‘所有とは主体の行為’‘支配とは（社会構造が課す）資本蓄積’という根本問題に立ち向う手掛りとして、1つの想念が浮んできた。

SCPパラダイムは（長らく論じられてきた）企業支配論のパラダイムなのか。より広く企業論（あるいは批判経営学）一般に汎用すべきパラダイムなのか。

2つの既存パラダイム——法パラダイムと組織パラダイムの有効性を生かし限界点を克服する統一的パラダイム、と称する限りでは企業支配論仕様に違いなく、この立前は重い。しかし、SCPの根幹をなす社会構造とは、5000年スパンの歴史的アプローチを称しつつ実質は史的唯物論という資本主義的生産関係を指しており、市場的&企業的に2分されてはいるが実質は企業＝個別資本へと統合されている。（だからこそ蓄積を強制するのだ）そして人間主体が担う意思決定は、生産・調達・販売・分配すべてを

包括する所有行為として特定化（実は拡充）されている——どうみても企業経済事象すべてをカバーする実在論的分析に適合する枠組ではないか。

勿論、2つの既存パラダイムがカバーしてきた問題領域はそれぞれに広大であり、両者を統合するとなれば一層拡大して企業経済事象全般に通ずる仕様とならざるを得なかった——別の言い方をすれば、企業支配論の混迷を超克する唯一の途は、企業支配論という狭溢な(?)アリーナを解体し、企業経済事象すべてを上演する総合スタジアムに転換することである、ということかも知れない。だとすれば、その旨、明確に論定すべきであろう。が、そうはなっていない。

ここで思い出されるのは、坂本が人間主体の所有行為を、企業における‘権力分析’に絞って論じていることである。企業レベルの支配分析を「考えるのであれば、具体的な行動まで含まねばならないから、‘権力’概念を媒介させる必要がある」（坂本2004b:76, 傍点筆者）といった趣旨の記述が幾つもあるし、‘構造的支配—権力パラダイム’における支配と権力の間のハイフンは構造と主体の役割分担(?)を示すナワバリ標識だ、とも云えよう。

権力を最も包括的に定義すると、人間の行為に発する全ての力 force (の発現) を広く指すことになる。この定義を採ると、個別資本運動という構造的支配を経営行動という事象へと媒介する人間主体の所有行為すべてを、権力 (の行使) とみなすことができる。従って SCP パラダイムを批判経営学≡企業論の全体をカバーするパラダイムだと (称したければ) 称してよからう。しかし、坂本が多用している権力概念はそれほど包括的なものではない。諸多の主体による所有行為が、個別的・集合的に絡み合い、大小強弱さまざまな格差が刻まれ、大まかには3つに類型化される局面に焦点を当てている。生産現場の効率的で安定的な運行、グローバル物流コストの画期的節減、といった (考えようによっては最も核心的な) 権力発動よりも、戦

略的地位の争奪や利益分配をめぐる対立のような‘闘争領域’上の権力行使に重点があり、明らかに企業支配論仕様の権力概念になっている。

パラダイム前半のキーワード‘構造的支配’は批判経営学総論仕様、後半のキーワード‘権力’は企業支配論仕様、このくいちがい手掛りになる。——元来、企業支配論は各論だとしても経営学体系の中心部に位置し、その中心的諸概念が総論と各論で大きくくいちがうのは好ましくない。すべて同一なら最上、多少異なるとしても容易に対応づけ可能でなければならない。支配は社会構造専用の機能、所有は人間主体の権力発動というのでは、企業支配論の伝統的用語法とはあまりに距っていて接点がなく、むしろ企業支配論粉砕宣言のスローガンといった風情である。

ブイヨンや吉田による所有概念の変革は、社会科学 (経営学はその末席を占めるにすぎない) 全般のパラダイム変革の発条 (の1つ) というに足る。法律的所有は一片の権利証書、せいぜい可能性にすぎず、対象の取得から廃棄までを含む一切の自律的管理≡支配こそ所有の実質である、このいわば、‘所有と支配の同一性’という真理は、批判経営学全般とおなじく批判的企業支配論を貫かねばならない。そもそも社会構造が‘支配’しうるのは、その形成に先行する時期の諸人間主体の所有行為 (の絡み合い) の反復・安定・定形化・累積の帰結だからであり、‘所有と支配の同一性’の基礎はそこに横たわっている。この真理の一恵によって企業支配論の法パラダイムは崩壊する——否、既に崩壊したのであり、現実資本運動の実質的管理者による支配を主張するパラダイムは既に確立し、多少の補強と洗練を残すのみ、という心証を筆者は抱いている。

CRの方法を適用した坂本理論の (筆者が我流解釈した) 実質—— (市場と組織が絡み合った) 企業の社会構造が大局を支配し、その枠内で各種人間主体が戦略的優位を争い、勝者が司令の権力を揮う (ことで巨細にわたる経営行動を支配する) ——は、そうしたパラダイムの洗

練の試み, その野心的一例というべきであろう。

‘所有と支配’は企業支配論の課題を端的に示す伝統的対句である。端初における両者の同一性が支配事象の歴史的変転の中で様々のズレやネジレを生じ, その解釈をめぐる諸説錯綜の極に至った時点で, 所有概念の画期的拡充によって両者の同一性を回復した, ——その記念すべき結語において, 両者の差異(実は必要以上に複雑なパラダイム設計から派生した外見上の差異)を異様な修辭を用いて強調したことは, 恐らくは坂本の錯覚に基づく失言であろう。惜しむべき蛇足であった。

おわりに

以上, 学習ノートと称しながら疑義の濫発と性急な詮議に終始した。坂本の明示する方法論的基礎への接近を敬遠して, 事象領域に居坐ったまま望見あるいは感知しうる映像や痕跡に注目し, 多分に筆者の感性に頼った印象批評を連ねてきた。非礼の極みであるが, いわば素人の目でSCPパラダイムの論旨の一貫性・円滑性を評価し, その説得力の向上を願ってのこと, 了とされたい。

最新論文において坂本は片岡の‘企業における生産諸関係’説を批判経営学の到達点として高く評価し, 自らのSCPパラダイムを, 片岡説の成果を保存しつつその限界を超越する‘発展的継承’として位置づけている。本稿において筆者はこの点に關説して, 坂本の片岡説に対する若干の誤解(自らのパラダイムの優位性を強調することの裏返しともいうべき過少評価?)を見出し, むしろ片岡説擁護の姿勢を示したのであるが, もともと片岡と筆者とは批判経営学の在り方をめぐって, (‘個別資本’を中核概念として共有しつつも) Theorie vs Kunstlehre, という対峙の関係にある。両説の対立を解きほぐし, 統合と云わずとも共生をめざすに当たっての要石は, 個別資本概念と管理・組織概念との, 相互の包摂(または排除)の関連を確定するに在る——ということは夙に明らかなのにその作業(→論争)は一向に進捗しない,

という, 端的に云えば相互牽制ないし怠慢の状態である。坂本の筆者に対する期待の重点がそうした学説史的解明努力に在ること, 重々承知しているが, 今回はSCPパラダイムそのものとの格闘で力尽きた。他日を期したい。

(2008. 7. 29)

参考文献

- Barnard, C, 1938 The Functions of the Executive. 邦訳『経営者の役割』
鎌田伸一, 2008 「組織論と批判的実在論」(経営学史学会編『現代経営学の新潮流』文真堂)
片岡信之, 1973 『経営経済学の基礎理論』千倉書房
——, 1992 『現代企業における所有と支配』白桃書房
——, 1995 「旧ソ連型マルクス主義の崩壊と個別資本説の現段階」(経営学史学会編『経営学の巨人』文真堂)
——, 2007 「坂本雅則」『企業支配論の統一的パラダイム』を推す(文真堂チラシ)
川端久夫, 1995 a 「日本マルクス主義と批判的経営学」(上掲『経営学の巨人』)
——, 1995 b 「‘個別資本の意識性’と‘限定的合理性’」熊本学園商学論集2-1
Luhmann, N, 1984 ‘Soziale Systeme’ 邦訳『社会システム理論』恒星社厚生閣
坂本雅則, 2000 「企業支配論の一考察」(経営学史学会編『経営学百年』文真堂)
——, 2004 a 「企業支配論の新展開(1)」龍谷大学経営学論集43-3/4
——, 2004 b 「全上(2)」全上43-1
——, 2004 c 「全上(3)」全上43-2
——, 2004 d 「構造的支配—権力パラダイムの方法論的立場(1)」龍谷大学経営学論集44-3
——, 2005 「全上(2)」全上44-4
——, 2007 a 『企業支配論の統一的パラダイム——「構造的支配」概念の提唱——』文真堂
——, 2007 b 「構造的支配—権力パラダイムの学説史的位置づけ(1)」龍谷大学経営学論集47-1/2
——, 2008 a 「全上(2)」全上誌47-3

坂本雅則, 2008 b 「全上 (3)」全上誌47-4

篠原三郎, 2007 「〈書評〉坂本雅則『企業支配論の
統一的パラダイム』を読んで」龍谷大学経営学
論集47-1/2

篠原三郎・片岡信之, 1972 『批判的経営学』同文
館

Simon, H. 1945 (3rd, 1976) Administrative Be-
havior, 邦訳『経営行動』

武谷三男, 1943 「ニュートン力学の形成について」
(武谷三男著作集1『弁証法の諸問題』勁草書
房1968)

吉田民人, 1991 『主体性と所有構造の理論』東京
大学出版会

(受理 2008年8月5日)